

借金を指示し、強引に契約を迫る手口 ～「すぐに返済できる」と勧誘～

内容

10日前、交流サイト(SNS)で「簡単な作業で高収入が得られる」という広告を見て、副業サイトに登録した。その後、業者から連絡があり、月々100万円は稼げるという50万円の副業プランを勧められた。高額なので払えないと言うと、「消費者金融から借りて払えばいい。もうかるからすぐに元は取れる」と言われ、指示されるまま50万円を借り、サイトの口座に入金した。説明と違いもうからないので解約したい。(20代、男性)

消費生活センターからのアドバイス

「お金が支払えない」などと言って断っている消費者に対して、借金やクレジット契約をさせてまで強引に契約を結ばせるという手口のトラブルが全国の消費生活センターなどに寄せられています。特に、20歳代の若者に多く見られます。

こうしたトラブルは、高収入が得られるとうたう「情報商材」「マルチ商法」「投資ソフトや副業サイト」などの手口でよく起こっています。簡単にもうかる話はないにも関わらず「借金はすぐに返済できる」と説明するなどの問題勧誘が行われています。また、貸金業者に対してうそをつくよう仕向けられ、借金をさせられるケースや、断り切れずに契約をしたばかりに次々と新たな契約を迫られ、高額な債務を背負わされるケースなど、深刻な事例も見られます。トラブルにならないため次の点に注意しましょう。

「みんな借りている」「すぐにお金を取り戻せる」などと言うのは悪質業者の常とう手段。うのみにせず、投資や副業等のために借金をしてまで契約はしない。

友人・知人から勧誘されても、「お金がない」という断り方はせず、望まない契約なら「いいません」「やめます」ときっぱり断る。

使用目的や職業、年収などについて、うそをついて借りるよう指示されても絶対に耳を貸さない。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります